

株式会社古瀬組より感染症対策についてのご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、新型コロナウイルス「COVID-19」(以下、「新型コロナウイルス」)の国内における感染拡大の抑止と、お客様、発注者様、協力会社様(以下、「関係者」)、並びに従業員とその家族(以下、「従業員等」)の安全確保の観点から、以下の感染予防策、就業・出張の取扱および従業員罹患(りかん)時等の対応を実施しておりますのでご案内申し上げます。

1. 古瀬組 対応方針

- (1) 関係者の安全を最優先に感染拡大防止に努め、政府の方針や行動計画に基づき対応方針を決定すると共に、適切な事業継続を図って参ります。
- (2) 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、保健所及び各行政機関の指導や要請に従い、一定期間、事業運営規模の縮小または事業休止となる可能性がございます。
- (3) 行政機関より運営自粛要請(弊社営業日において)または都市封鎖(ロックダウン)等の指示・要請があった場合、業務を一時停止させていただく可能性がございます。

万が一、有事に至った場合は、必要に応じてご連絡をさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 感染予防策、就業・出張に関する取扱

- (1) 関係者に対する、来訪時における手指のアルコール消毒、マスク着用依頼
- (2) 関係者、従業員を問わず3名以上の打ち合わせ時におけるマスクの着用依頼
- (3) マスク着用その他、手指のアルコール消毒、手洗い・うがいの励行。ドアノブ等共用部の消毒処置等。
- (4) 従業員等の国内・海外出張を原則禁止、各種会議の自粛、WEB会議の推奨

(5) 従業員等の、業務に係る懇親会、イベントの中止／出席自粛、不要不急の海外渡航自粛

(6) 従業員等のプライベートを含む全活動における、感染防止に向けた十分な対応の徹底

(7) 下水道管更生工事における作業用ドライスーツの着用

3. 従業員罹患(りかん)時等の対応

(1) 従業員またはその家族が罹患した場合：従業員の出社停止

(2) 濃厚接触者となった場合：2週間を目途とする自宅待機

(3) その他、保健所等、関係機関からの要請に対する対応

※厚労省による濃厚接触者の定義

「濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(目安として2メートル)で一定時間(目安として3分)以上接触があった場合には濃厚接触者と考えられます。」

今後も弊社は、感染拡大の抑止と、関係者並びに従業員等の安全確保を最優先に、政府や地方自治体の方針も踏まえながら、対応を検討・実施してまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月1日(更新)

京都市下京区東洞院通七条上ル飴屋町 252 番地の 3

株式会社 古瀬組